

国際学群入学者選抜委員会規程

(平成19年4月18日制定)

(趣旨)

第1条 国際学群における入学者選抜及び学生募集活動等を実施するため、国際学群入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学群の入学者選抜方法及び入学生確保計画に関すること。
- (2) 全学の入学者選抜及び学生募集活動等方針の学群での実施並びに統括すること。
- (3) 総合型選抜の実施に関すること。
- (4) 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び留学生特別選抜、編入学試験の合否判定に関すること。
- (5) 入学前学習に関すること。
- (6) 学群独自の学生募集活動に関すること。
- (7) オープンキャンパス等における学群の紹介及び教育活動等の発表に関するこ
- と。
- (8) 地域及び学校等との連携協力に関すること。
- (9) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学群長
- (2) 各専攻長
- (3) その他学群長が必要と認める教職員 若干人

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には学群長をもって充て、副委員長には、学群長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところ

ろによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、入学試験及び学生募集活動の実施に関する専門委員会を別表のとおり置く。

- 2 専門委員会は、委員会委員及び委員以外の学群教員をもって組織する。
- 3 委員会委員以外の専門委員の任期は、1年とする。
- 4 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、学群長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の開催に関する庶務は、教務部入試・広報課が行う。

(改廃等)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学群長が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学群長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月18日から施行する。

附 則（平成20年5月28日）

この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月20日）

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

専門委員会	業 務
学力検査専門委員会	(1) 学力検査問題の作成に関すること。 (2) 学力検査問題の印刷の校正に関すること。 (3) 学力検査問題の採点及び報告に関すること。 (4) その他学力検査に関すること。
小論文及び課題専門委員会	(1) 小論文問題の作成に関すること。 (2) 小論文問題の印刷の校正に関すること。 (3) 小論文問題の採点及び報告に関すること。 (4) 合格後の課題作成に関すること。 (5) その他小論文及び課題指導に関すること。
面接専門委員会	(1) 面接の実施に関すること。 (2) 面接結果の評価及び報告に関すること。 (3) その他面接に関すること。
調査書等審査専門委員会	(1) 調査書の審査に関すること。 (2) 審査結果の評価及び報告に関すること。 (3) その他調査書等に関すること。
学生募集専門委員会	(1) 高等学校別担当教員の配置に関すること。 (2) 学群の学生募集活動の実施に関すること。 (3) 出前授業、講演会等の実施に関すること。 (4) 学群の教育活動等の発表に関すること。 (5) オープンキャンパス等の実施に関すること。